

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成23年7月28日(2011.7.28)

【公開番号】特開2010-5803(P2010-5803A)

【公開日】平成22年1月14日(2010.1.14)

【年通号数】公開・登録公報2010-002

【出願番号】特願2008-164480(P2008-164480)

【国際特許分類】

B 3 2 B 27/32 (2006.01)

B 6 5 D 65/40 (2006.01)

C 0 9 J 123/30 (2006.01)

C 0 9 J 11/06 (2006.01)

C 0 9 J 139/04 (2006.01)

【F I】

B 3 2 B 27/32 1 0 1

B 6 5 D 65/40 D

C 0 9 J 123/30

C 0 9 J 11/06

C 0 9 J 139/04

【手続補正書】

【提出日】平成23年6月13日(2011.6.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項4】

酸変性ポリオレフィン樹脂(A)が(メタ)アクリル酸エステル成分を含有することを特徴とする請求項1～3のいずれかに記載の包装材料。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明者らは、上記課題を解決するために銳意検討した結果、特定組成の酸変性ポリオレフィン樹脂と、多価オキサゾリン化合物および/または多価ヒドラジド化合物からなる架橋剤とを含有する接着層を用いて、これをバリア層とシーラント層との間にラミネートすることにより、得られる包装材料は耐内容物性が著しく向上し、しかも耐ボイル性に優れることを見出し、本発明に到達した。

すなわち、本発明の要旨は、以下のとおりである。

(1) バリア層、接着層およびシーラント層がこの順に積層されてなる包装材料であって、前記接着層が酸変性ポリオレフィン樹脂(A)と架橋剤(B)とを含有し、(A)と(B)の質量比(A/B)が99.9/0.1～50/50であり、(A)が不飽和カルボン酸成分を0.1～10質量%含有し、(B)が多価オキサゾリン化合物(b1)および/または多価ヒドラジド化合物(b2)であることを特徴とする包装材料。

(2) 多価オキサゾリン化合物(b1)が、数平均分子量が1000～80000の重合体であることを特徴とする(1)記載の包装材料。

(3) 多価オキサゾリン化合物(b1)が水溶性であることを特徴とする(1)または(2)に記載の包装材料。

(4) 酸変性ポリオレフィン樹脂(A)が(メタ)アクリル酸エステル成分を含有することを特徴とする(1)~(3)のいずれかに記載の包装材料。

(5) 接着層の量が0.001~5g/m²であることを特徴とする(1)~(4)のいずれかに記載の包装材料。

(6) バリア層がアルミニウムであることを特徴とする(1)~(5)のいずれかに記載の包装材料。

(7) シーラント層がポリオレフィン樹脂層であることを特徴とする(1)~(6)のいずれかに記載の包装材料。

(8) ポリオレフィン樹脂層が、ポリエチレンおよび/またはポリプロピレンを主成分とすることを特徴とする(7)記載の包装材料。

(9) バリア層の上に、接着層を介して、溶融したシーラント樹脂を押出ラミネーションによって積層する包装材料の製造方法であって、前記接着層が酸変性ポリオレフィン樹脂(A)と架橋剤(B)とを含有し、(A)と(B)の質量比(A/B)が99.9/0.1~50/50であり、(A)が不飽和カルボン酸成分を0.1~10質量%含有し、(B)が多価オキサゾリン化合物(b1)および/または多価ヒドラジド化合物(b2)であることを特徴とする包装材料の製造方法。

(10) バリア層の上に、接着層を介して、溶融したシーラント樹脂を押出ラミネーションによって積層する包装材料の製造方法であって、前記接着層が水性接着剤を塗布し、乾燥することにより形成された層であり、前記水性接着剤が酸変性ポリオレフィン樹脂(A)と架橋剤(B)とを含有し、(A)と(B)の質量比(A/B)が99.9/0.1~50/50であり、(A)が不飽和カルボン酸成分を0.1~10質量%含有し、(B)が多価オキサゾリン化合物(b1)および/または多価ヒドラジド化合物(b2)であることを特徴とする包装材料の製造方法。